

農林水産省新ガイドラインによる表示

特別栽培米

節減対象農薬：十日町地域比 8割減

化学肥料（窒素成分）：十日町地域比 10割減

栽培責任者 魚沼農業協同組合 十日町基幹営農センター

住所 新潟県十日町市高田町六丁目618

連絡先 025-757-1573

確認責任者 魚沼農業協同組合 川西営農センター

住所 新潟県十日町市上野甲194

連絡先 025-768-3322

節減対象農薬の使用状況

| 使用資材名 | 用途 | 使用回数 |
|-----------|----|------|
| テフリルトリオン | 除草 | 1回 |
| プロピリスルフロン | 除草 | 1回 |
| ジノテフラン | 殺虫 | 1回 |

新潟県認証特別栽培農産物

節減対象農薬の使用回数（成分回数）

| | | |
|----|----------|------|
| 3回 | ・ 一般的な栽培 | 19回 |
| | ・ 県認証基準 | 9回以下 |

化学肥料の使用量（窒素成分）

| | | |
|------------|----------|------------|
| 0.00kg/10a | ・ 一般的な栽培 | 7.5kg/10a |
| | ・ 県認証基準 | 3.7kg以下/10 |

※ 栽培責任者、確認責任者、農薬等資材使用状況は上記ガイドライン表示のとおり

県認証番号

J25065

新潟県ホームページ <http://www.niigata-ninshou.jp/>